

新上五島町社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育ての両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1 引き続き子どもの看護等による休暇の柔軟な取得と制度の周知を図る。

- 令和5年6月～ 「育児・介護休業等に関する規則」の改めての職員への周知と、規則中「子の看護休暇」対象職員への周知と状況に応じての取得の柔軟性を図っていく。

目標2 引き続き出産や子育て等により退職した職員に対しての再雇用を図る。

- 令和5年6月～ 育児休業の取得促進、休職等の対応、並びに退職する場合の再雇用の確認を対象職員へ確認を行っていく。

目標3 引き続き全職員の年次有給休暇の取得日数の更なる向上を図る。

- 令和5年4月～ 前年度の年次有給休暇の取得状況を把握する。
7月～ 各支所・本所において年次有給休暇の取得計画を策定する。
9月～ 職員ミーティング等でキャンペーンを行う。

目標4 性別役割分担意識のは正を図る。

- 令和5年9月～ 職場内外での性別役割分担を是正するための、管理職等への研修、並びに全職員の意識改革を法人全体で行つていく。

※ 目標1～3は毎年行っていく。

家庭も社会も地域の一部
みんなで取り組もう！

年次有給休暇を活用して
家庭と地域の
時間をつくりましょう

新上五島町社会福祉協議会
会長 道下陽章

令和5年6月吉日 掲示